

武器輸出三原則の緩和に断固反対し、撤回を求める決議

昨年12月27日、藤村官房長官は、武器輸出三原則を緩和する政府方針を談話の形で発表した。

これによれば、「政府は、平成二十三年度以降に係る防衛計画の大綱を踏まえ、防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策について慎重に検討を重ねた結果」として、武器の輸出に関し、①「平和貢献・国際協力」に伴う案件については武器輸出を認め、②米国等の安全保障面で協力関係のある国との武器共同開発・生産を認め、当該協力国への武器輸出を認めるとされている。かかる方針へ転換する理由として、上記談話は、共同開発・生産を行うことで武器のコストの高騰に対応できると述べている。

そもそも武器輸出三原則は、1967年に佐藤内閣が①共産圏諸国②国連決議で禁じられた国③国際紛争当事者国等への武器輸出の禁止を定めたものである。その後1976年に三木内閣が、「武器」の輸出について平和国家としての我が国の立場から、それによって国際紛争等を助長すること回避するため、武器輸出に関する政府統一見解を発表し三原則に該当する地域以外にも武器輸出を慎むとして武器輸出の事実上の全面禁止を定めている（三原則と政府統一見解を総称して「武器輸出三原則等」と言われる）。

これまで政府は、1983年の中曽根内閣における米国への武器技術供与や、2004年の小泉内閣における米国とのミサイル防衛システムの共同開発・生産など武器輸出三原則等の例外を認めてきた。しかし、これまで武器輸出三原則等の緩和は個別に「例外」として認められてきたのに対し、今回の政府の方針は、新たな包括的基準を設けて武器輸出三原則等を抜本的に緩和するものである。すなわち、かかる基準は「平和貢献・国際協力」など定義が不明確であり、時の政府の判断でいかようにも武器輸出が認められるおそれがあり、我が国を武器輸出国へ転換させるものである。武器輸出三原則等の理念は、上記のように平和国家として国際紛争を助長することを回避するという平和国家の理念に基づいた我が国独自の崇高な原則である。これに対し、今回の談話により武器輸出三原則等を転換する理由は上記のようにコストの削減に過ぎない。このような理由で平和国家の理念に基づく原則として長く維持されてきた武器輸出三原則等を骨抜きし、武器輸出国への転換を図ることは、憲法の平和原則・憲法9条の観点から絶対に容認できないものである。また、かかる国家の在り方を転換することを国民や国会に何ら図らずに官房長官の談話のみで行うことは民主主義の無視に他ならず到底許されない。

自由法曹団は、武器輸出三原則等を抜本的に緩和する政府方針に断固反対し、撤回を求める。

2012年1月21日

自由法曹団 常任幹事会